

セコメディック病院は、看護師特定行為研修を修了した 看護師が活動しています。

セコメディック病院では、令和元年5月から
特定行為看護師が活動を開始します。

□ 特定看護師（注）は、当院で修了した下記の8区分の特定行為（15行為）について医学的・専門的知識と技術に基づく看護を医師の指示の下で実践します。

《特定行為 8区分 15行為》

1. 呼吸器関連（気道確保に係るもの）
経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置調整
2. 呼吸器関連（長期呼吸療法に係るもの）
気管カニューレの交換
3. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
持続点滴中の高カロリー輸液の投与量調整/脱水症状に対する輸液による補正
4. 動脈血液ガス分析関連
直接動脈穿刺法による採血/橈骨動脈ラインの確保
5. ろう孔管理関連
胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
膀胱ろうカテーテルの交換
6. 栄養に係るカテーテル管理関連（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）
末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
7. 感染に係る薬剤投与関連
感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
8. 循環動態に係る薬剤投与関連
持続点滴中のナトリウムの投与量の調整/持続点滴中のカリウム、カリウム又はカールの投与量の調整
持続点滴中の降圧剤の投与量の調整/持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
持続点滴中の利尿剤の投与量の調整

注）特定行為看護師とは、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令（特定行為研修に関する省令）に定める研修を修了した者を指します。

～皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます～

※患者様の特定行為に関する問い合わせや相談については、以下の窓口へお問い合わせください。
患者相談窓口） 総合サポートセンター（1F 北 -） 特定行為委員会事務局、他
時間） 9時～17時（月～金）

セコメディック病院